

元代の開港都市について

——慶元・上海・敢浦中心に——

千須和 富士夫
(港湾経済研究所)

目 次

1. 元代以前の開港都市の概況
2. 元代の開港都市の構造
3. 開港都市慶元・上海・敢浦にみる支配機構と都市機能

1. 元代以前の開港都市の概況

中国が歴史の曙光の中に登場する地域は、揚子江より以北、それも黃河を挟むオルドス地帯であって、黃河は流れ下って、渤海にそいでいる。史書に最初に現われる瀕海の都市は、渤海と黃海を分ける山東半島の南側、膠州湾付近の琅邪（現在の山東省日照県東北辺）で、B.C 6～5世紀のことであり⁽¹⁾、南北海上交通の要衝に当たっていたところである。次いでB.C 219年の秦始皇帝治下で、同じく山東半島の先端の成山（栄成山、現在山東省成山角、旧栄成）と之（芝）衆（現在山東省烟台市）の名が現われる。漢代に至り、元狩2年（B.C 121年）、武帝が朝鮮攻略に当たり、「齊人」をもって兵5万人の海上輸送に従事せしめたといわれる。「齊人」とは山東一帯を総称しているが、藤田豊八博士は、この時の海上輸送基地は「東萊郡治の置かれた萊州掖縣」（現在の山東省萊州湾に面した掖縣付近）と推定している⁽²⁾。秦漢時代、中国南部及びインドシナ半島東北部は南越が国家を形成しており、B.C 214年（秦始皇帝33年）、一旦奏国の属下に置かれたが、秦末より独立を維持し、B.C 111年（漢武帝の元鼎6年）、漢帝国に遂に併呑されるに至った。この南越の首都は番禺（現在の広東）であり、番禺は既に西南海上貿易の中心として知られ⁽³⁾、また江蘇・浙江・福建・廣西の各地方の瀕海都市には、東甌（現在浙江省温

州），東治（現在福建省福州）が東海王国，閩越王国の各首都として，漢代初頭には名がみえている。西欧に広東が知られるのは，281年（晋武帝泰康2年），大秦国（ローマ帝国）の使者が，この地に上陸してからである。もちろんインド，アラビアの国々やローマ帝国植民地の商人を通じ，それ以前にも，その名は伝えられていたであろう⁽⁴⁾，漢代では番禺は交州治下南海郡と称され，現在のベトナムのハノイ附近が交趾郡，ユエ付近が日南郡と呼ばれ，中でも交趾（東京）は，西方からの終着地として知られ，また一方広東は，西南海上諸国産品の中国大陸内部への集散地として，特に四川・貴州・雲南ルートの起点としての地位をすでに漢代初期以前に占めるに至っていたとみられる。

臨海都市としてばかりでなく，外国貿易船の入出港の行われる開港都市で最初に位置づけられたのは，むしろ広東である。市舶司の源流は唐代の開元2年（714年）以前に溯りうるとされているが，その設置都市名は藤田博士は広州一口のみと述べている⁽⁶⁾。しかし桑原博士は，貿易船の入出港地は，嶺南の交州，江南の揚州，福建の泉州，広東の廣府（唐代の呼称・州治）の名を9世紀のアラブ地理学者 Ibn Khordadbeh の書を引いて挙げている⁽⁷⁾。このうち，廣府（Khanfou）が最大であったとされている。史料面から広徳元年（763年）の（広州）市舶使呂太一の反乱に関連して資治通鑑卷223に「宦官広州市舶使呂太一，兵を発し乱を作す云々」があるところから，唐代に市舶使は広州に置かれたことは確実である。さらに徳宗貞元8年（792年）6月の記事（資治通鑑卷234）によれば，「嶺南節度使奏す。『近日，海舶珍異，多く安南（交州，すなわち東京）に就いて市易す。判官を遣わし，安南に就いて市を収めんと欲す。乞う，中使（宦官）一人に命じ，俱に与えよ』と。上（皇帝）これに従わんと欲す。陸贊上言す。『以為に，遠国の商販，惟だ利，これを求む。これを緩すれば，すなわち來たり，これを擾すれば，すなわち去る。広州（広東）は素より衆船の湊るところなり，今，忽に改めて安南に就くは，侵刻過深に非ざるがごときも，すなわち必ず招攜所を失う。曾て内訟せず，また上心を蕩す。況や嶺南・安南は王土に非ざる莫し。中使・外使・悉くこれ王臣なり。豈に必ずしも嶺南を信じて，安南を絶たんや。中使を重んじて外使を軽ん

するか。奏するところ、寝めて行わざらんことを望む。』この議論は新たに安南にも市舶中使を置くべきであるというところの要望と、中使を用いるまでもなく、外使（地方官）で兼職させうるのではないかという意見の衝突である。とりもなおきず、当時の「下碇税」ないしは「船脚」の名目で收受できる貿易船からの収入の管轄の争いでもあったが、地方長官の節度使と並び立つ市舶中使の存在は、広州以外では否定されたとみるべきであろう。これは呂太一の反乱の教訓から、市舶使の経済的基盤が各地で強固に築かれることを恐れたためと、あわせて広州市舶使の苛斂誅求に対する抗議ともいえる。「下碇税」の内容は不明であって、藤田博士は船舶ごとに課されるトン税とみている⁽⁸⁾。宋代に至るや、大祖乾徳4年（966年）に広州、杭州、明州（寧波）、哲宗元祐2年（1087年）泉州、同3年（1088年）密州（現在の山東省膠県）、徽宗政和年間（1111～1117年間）には華亭（宋代秀州属、現在の松江）にそれぞれ市舶司が設けられ、開港場となった（宋史卷184食貨志下8互市舶法）⁽⁹⁾。この記事も誠に不正確で、藤田博士の考証によれば、広州は大祖開宝4年（971年）、廣東陥落の年、杭州は端拱2年（989年）で、明州は杭州市舶司が淳化3年（992年）に移ってきたのが嚆矢で、翌4年杭州に復帰し、改めて咸平2年（999年）、独自の明州市舶司が置かれた。秀州華亭県の市舶務は政和3年（1113年）に設置、同じく秀州青竜鎮（政和年間、通惠鎮と称す）にも紹興2年（1122年）、温州は紹興元年（1121年）、江陰軍は紹興15年（1146年）に各々市舶務を設置し、泉州は哲宗元祐2年（1087年）に市舶司設置、密州板橋鎮には元祐3年（1088年）に市舶司を設け、隋・唐以来の海港、登州・萊州は敵国遼に通じやすしとして封鎖された⁽¹⁰⁾。

2. 元代の開港都市の構造

元朝が貿易港として開港した港は、杭州、慶元（宋代は明州、現在の寧波）、敢浦、上海、温州、泉州、廣東の7港とされている。この港の数は、市舶司が置かれ、貿易管理が行われた港を指すものである。

中国は揚子江（長江）を始め、黄河、閩江、九竜江、珠江などの主要河川があ

り、それらによって沿海地方と国内の内陸奥深くの地方とが縦横に結びつき、運河が開削されるなどして、内航船の動きは古くから活発であり、マルコ・ポーロの目にも、内陸部の河川湖沼における水運の活況ぶりが映じていた。したがって河川港としては、河川流域の主要都市において、なんらかの荷役施設や停泊施設の整備が進められたと思われるが（例えば、支配者側の倉庫など）、今日的意味での港湾施設の整備は、主要海港となった上海、広東などですら、19世紀後半まで待たなければならなかつたのであるから、13・4世紀の時代には、ほとんど港湾施設に当たるものは、木造の棧橋、歩頭（すなわち今日の埠頭）程度のものであったと推察される。水路施設としては運河（溝、渠）のほか、^{えんこう}堰、閘⁽¹¹⁾水門の発達は古く、水路の開削は B.C 6世紀の春秋時代、堰閘施設は 6世紀の隋時代に始まるとみられている。大都市の中を流れる河川は護岸され、橋が架けられていたので、ここには船着き場の施設が設けられたと思われる。

河道、橋梁の管理は都水監の管理下に置かれ、各路の総管、府州県の長官が修築維持の責任を負い、修繕の場合は差發（義務としての労務提供、力役）をもって行う制度であった⁽¹²⁾。毎年 9月 1日が検察日で、州県の長官の任務交替の際も、この職責の遂行が重要な考課の対象となつた。

宋代の開港都市並びに宋元時代の杭州、上海、膠州の素描は藤田博士、明州の地域開発は斯波教授により既に行われているが⁽¹³⁾、ここでは都市構造と港湾の機能、都市の権力支配関係に重点を置き、限られた紙幅内での発表としたい。

まず各港の開港時期であるが、貿易管理体制の象徴である市舶司の設置時期をとってみれば、泉州、慶元、上海、敢浦は至元14年（1277年）で、うち泉州は同年 3月末福建の漳州・泉州が落城した後、直に設置したみると、3月であり⁽¹⁴⁾、残り 3者は何月かはっきりしない。福建行省の置かれた福州には市舶司設置の記事は見当らないが、泉州市舶司下に置かれた開港場ではなかつたかと推理する。マルコ・ポーロがこの都市への外国船の入出港を記しており⁽¹⁵⁾、泉州が港湾都市とすれば、福州は政治並びに商業都市であり、内陸地方への貿易品の集散地の役割を担っていたといえるであろう。

中国の中世都市の骨格について述べると、行政機構と行政区域に次の特徴がある。開港都市慶元、上海、敢浦にその例を求めれば、機構の変更、機関の改廃等は時の経過に伴い、当然発生するが、慶元路は唐代には鄧州または明州あるいは餘姚郡といわれ、宋代は慶元府となり、南宋末この地を占領した元朝は、至元13年（1276年）宣慰司を置き、翌14年、慶元路總管府とこれを改めた。上級地方官庁には江浙等処行中書省があり、上海、敢浦はともに同じ江浙等処行中書省下の嘉興路にあって、上海は華亭県下、敢浦は海鹽県下の鎮であった（至元嘉禾乏編纂時の至元25年当時）。のち、上海は、松江府が嘉興路より独立するに至り、至元27年（1290年）戸口繁多の故に華亭県から別れて上海県となり、松江府に属した⁽¹⁶⁾。

まず人口についてみると、至順期（1330～1332年）の慶元路は51万余で、当時の100万都市である饒州路403万、福州路387万、平江路243万、嘉興路224万、吉安路222万（江西）、杭州路183万、竜興路148万（江西）、揚州路147万（河南江北）、静江路135万（湖廣）、湖州路125万（推定）、寧国路116万、澧州路111万（湖廣）、撫州路109万（江西）、天臨路108万（湖廣）、婺州路107万、衢州路107万、常徳路102万（湖廣）、広州路102万（江西）、常州路102万、台州路100万と20都市あるうち、開港都市としては嘉興路、杭州路、広州路が入っており、さらに泉州路は45万、温州路49万、松江府80万（推定）で、元朝治下中国の人口20万以上の都市68のうちでは中堅以上を占めていたことがわかる⁽¹⁷⁾。また上記のとおり、大都市の上位のほとんどは江浙地方に属した。

慶元路は上路であって、県4、州2の行政単位から成っており、鄧県が倚（附）郭で上県、象山、慈溪、定海の3県はいずれも中県、慈溪は永楽18年に慈谿に、定海は清代には鎮海と改称され、清代の定海は、康熙26年に舟山（昌国州）をもって定海県を新設した⁽¹⁸⁾。奉化州は元貞元年（1295年）に州となり、昌国州は至元15年に海道の險要の地として州となり、同17年昌国県を置いて州に属したが、州内の県はその後同27年に廃された⁽¹⁹⁾。2州とも下州である。慶元は対日通商基地として重視された港である。この事情は後に述べるとして、上路とは10万戸以上の路、10万戸に及ばなくても衝要に当たる路は上

路とされた。県の格は江淮以南で3万戸以上が上県、3万戸以下1万戸以上が中県であり、州は江南地方では3万戸に満たない州は下州であり、倚郭の県では3万以上であっても州には改めないとされた。更に倚郭を説明すれば、慶元路の中核となるのが、路の総管府の置かれる城堡（郭）であって、これは唐大暦6年（771年）の袁晁の乱の後、三江口に賀縣邑治（清代の寧波府城）を移し、長慶元年（821年）に明州治を賀縣の城郭に移したので、賀（後に後梁開平3年朱塙祖の諱を避け鄞に改めた。）県は附郭県となつた⁽²⁰⁾と伝えてい るように、同一の城郭内に路より行政単位の小さい行政区が含まれることを指している。さらに行政管轄を複雑にするのは、慶元路治の城郭内に人民の取締りに当たる錄事司が置かれていたことである。錄事司は路・府の治に置かれ、「城中戸民之事」⁽²¹⁾を所掌した。また「捕盜之事」をその下属の判官に兼務させた。州・県は判官、簿尉が「捕盜之事」を担当し、首都の場合、大都・上都両京では警巡院、杭州路では左・右の両錄事司が路治城郭内に設置された。都市支配の構造は、後に立ち戻るとして、慶元の骨組みをさらに検討した。当初は鄞縣城（すなわち慶元路城）のみ城郭が存在し、元末の至正12年（1352年）に至って、台州に至正8年より方国珍が蜂起していたため、防衛の強化を認め、浙東都元帥納麟哈刺が再築した。昌国州は大浹江の河口沖にあつた海州（舟山島）であるが、宋の熙寧間（1068～1077年）に築城され、元の至元14年に州へ昇格されたが、兵守は固くなく、ただ簿尉、都巡檢等の官が置かれただけであったといわれる。図を参考までにあげると、清乾隆期のものであるために、地名に異同がある。鎮海県は元時の定海県、定海県は同じく舟山すなわち昌国州とみる必要がある。昌国州には岑江港（州城の西北30里）があり、もと六国港といわれ、港口は南北にひろがり、船舶ここに輶輶したとある⁽²²⁾。「僅かに州民には数月の食を供すべく、全て浙右の客艘の米を藉りて済するなり」⁽²³⁾という食糧自給性の弱い土地柄であった。定海県は大浹江河口左岸にあり、ここから西へ70里で三江口（慶元路治）に至る。象山県は北側に港があり、東は外洋、西へは鮚埼を距て陳山渡より一潮で方門に至り、二潮で烏崎に至り、三潮目に治城下に至ることができた。

慈溪県、奉化州は内陸側で、各々路治城の西北、西南に位置し、下って大浹江に連なる。慶元路治すなわち鄞県は三江口（大浹江の分岐点の意）にあり、河川に囲繞されている。鄞県の行政区域は路治城内に限らず、城外の一定地域に及んでいる。慶元路城内には、市舶庫が設置され、貿易品で収税物がここに保管された⁽²³⁻²⁾。

次に上海、敢浦の都市工学的な仕組みを検討しよう。先の至順時統計を基にした人口分布では、嘉興路と松江府が分割され（上海県の新設は至元27年と推定、至元嘉禾志編纂時の至元25年には、松江府は嘉興路内にあって未だ分割されていない。）ているので、両者を合わせると304万、至元25年（1288年）時230万（推定）⁽³⁴⁾に対し、約45年の期間で74万人の人口集中があったことになる。上海は、華亭県が松江府の倚郭となつたのに対し、府下におかれながら、独立した県になつたが、至元27年当時、上県すなわち人口3万戸以上の県になつていたのである。松江府からは東北90里に上海浦があつて、上海浦には上海務（他に松江府下では大盈務、南橋務、北橋務、青竜務、蟠竜務、亭林務が分散配置された。）が置かれた。務は税務または酒務の略と思われ、税務は商税、酒務は酒醋課の徵収に当たつた官署である。また上海太平倉が置かれた。この倉庫の機能は不明である。さらに華亭県巡檢司7処の中から、上海巡檢司が派遣されてきていた。水駅としての上海駅もあり、船5隻船戸40戸が配され、急通舗として松江府東塘7舗のうちに上海舗があり、通信機能も整備されていた。ほぼ同様の官署が敢浦にも整備されていた。すなわち、海塩県下に敢浦務があり、敢浦巡檢司があり、海塩県急通舗9処のうち石灰橋舗が敢浦鎮に近接してあり⁽²⁵⁾、敢浦鎮は海塩県城から南45里、「天熙（禧？）元年（1017年？），毛人三人ありて県に集う。蓋し風に泛ぶなり。今蕃船皆輻輳するなり。」⁽²⁶⁾と記されている脇いをみせていた。宋代に盛んであった松江府下の青竜鎮は府城の東北54里にあって「旧、海商輻輳の所と為す。……今、鎮治の延衰、学（校）あり、獄あり。復び海商の往来なきなり。」⁽²⁷⁾といわれるほどの衰微に至っている。青竜鎮は呉淞江右岸、上海県は呉淞江と黄浦江の分岐点にあって、海に近く、その有利さが、元代に開港場として発達したものとみられる。

3. 開港都市慶元・上海・敢浦にみる支配機構と都市機能

慶元路は江浙等処行中書省に属していたし、松江府上海県も、嘉興路海塩県敢浦鎮も同じ行省に属していた。至元14年に市舶司が慶元、上海、敢浦に置かれたが、当時の市舶司に対する認識では、「非治民之官」（大徳昌国州図志）で通じていた故もあり、かつ改廢が続いたこともある(27-2)、支配機構に明確に組み入れられないで、したがって記録面でも実態を伝えるものは乏しいといわざるを得ない。至正四明志卷3に慶元市舶提挙司について提挙2員、同提挙、副提挙の官吏名を見る事ができるが、至治2年（1322年）から至正元年（1341年）までの人事異動を記すに過ぎない。

慶元路の支配機構は、頂点に浙東道宣慰使司都元帥府があり、「軍民の務を掌し、もって郡県を總する。行省政令あれば、則ち下に布し、郡県請あれば則ち省に達をなす。辺陲軍旅の事あれば、則ち都元帥府を兼ねる⁽²⁸⁾。」あわせて浙東海右道肅政廉訪司分司が置かれ、これは江南行御史台下の官署で、本司は務州路にあり、「百官の善惡、政治の得失を糾察する⁽²⁹⁾」を所掌した。この下に慶元路総管府があり、本務は民政で「勸農事を兼管」したといわれる。軍事は开県翼上万戸府があり、他に行政分野ごとに慶元市舶提挙司（延祐元年・1314年、泉州、広東、慶元の3路のみ設置）、慶元紹興海運千戸所、慶元路儒学、司獄司、錄事司、県ごとに、鄞県では達魯花赤、県伊、県丞、主簿の県治組織と鄞県尉司の警察機構があり、慈溪、定海両県もこれに倣い、州では奉化、昌国両州とも達魯花赤、知州、同知、州判の官僚組織が置かれた。慶元路城内には多くの官衙が集積された。

上海県の上級行政機構は松江府、その上は江浙等処行中書省に当たるが、松江府は華亭県を倚郭とするため、府城そのものが華亭県であり、官衙は府衙、鎮守万戸府衙、浙西塩提挙司、華亭県衙、他に在城酒務、在城稅務、安養院を包含していた。敢浦鎮の上級機関は嘉興路海塩県であり、県衙並びに在城務は県城内に置かれ、海塩県は他に敢浦務、当湖務、広陳務、乍浦務を統轄した。

史料が豊富に残されている嘉興路下の支配構造を少しく分析して置きたい。

嘉興路の地方自治組織、それが支配者側により組織された単位であり、自然発生的に組織されたものであれ、至元25年時の状況は表1の通りである。都市区城、すなわち城郭内では坊、巷が自然発生的な発達をみ、支配者側は隅正を録事司内に、坊正を県・州城内に、また里正を農村区域に、社長を録事司、州、県を通じて任命した。社長以外は「民力を驗め、差を点ける」（至順鎮江志卷13戸役）ことにより、戸に課せられた役務であって、支配者側が要求する賦税諸課（力役も含む）の確保と末端の相互検察の機能が期待されたものであり、社長はやや個人的属性の強い役務で、かつ農業基盤の強化に役立つ指導力が期待された⁽³⁰⁾。

「戸」を構成する人員は、路ごとに相当の差があるようで、人口集中地域の場合、5名と推定できる（至順期の各路戸口統計による。）が、至元嘉禾志の編者の註にあるように、至元27年当時の嘉興路は至元13年統計を大巾に下回る12万余戸と推定されており、賦税の実徵額と年ごとに納めるべきものとされる額管額との間には10%以上の差を生じている（表2）。特に市舶司との関連で重要な市舶税収入の動向であるが、表4でみる限り、上海務、敢浦務は全く市舶税収入には関与せず、酒課と商税である税課に、また河泊課に係わる徵収事務に従事していたことがわかる。河泊課徵収事務は、上海務、敢浦務独自のものではなく、松江府では北橋務、風涇務、海塩県では乍浦務、崇德県では沙渚務を除き、他の20の務で全て徵収されているので、内航船に係わる課とみなして差支えない。以上の論証から、至元14年に上海、敢浦に設けられた市舶司は、至元24年に塩運司を別に設けるまで⁽³¹⁾（至元25年時の松江府に浙西塩提举司が置かれていたことがこれを裏付けている），市舶司の当初の任務の一つが「煎鹽徵課の事を領す」であったところから、塩運司の設置をもって、市舶司の任務が終わったとみるべきであろうか。泉州と慶元、上海、敢浦が別々に書き分けられたのは、泉州が忙古舡、後3者を福建安撫使揚發に監督せしめたという以外に、この塩運司の任務の大きさの故に特に上海、敢浦の両市舶司は置かれていたのではなかったであろうかという疑問が残る。揚發は元史では

この市舶司だけに登場する人物である。しかも塩業は独占専売業であって、國家財政的に極めて大きな収入をもたらしていた源である⁽³²⁾。松江府、慶元路昌国州は海塩の産地として知られている。元史志卷43食貨2塩法の福建之塩の項に「(至元)14年市舶司を立て塩課を兼弁せしむ」とあり、広義の福建地方の行政軍事の責任者である福建安撫使が、市舶司の監督に当たって少しもおかしくない。福建の塩課を収めたのも、前の至元13年からであったことと合致する。したがって初期の市舶司の任務は、既に別稿でも指摘しておいたように⁽³³⁾外国貿易管理機能にのみ目を向けていては誤解を生じる。上海、敢浦の地位も蕃舶の輜輶が青竜鎮に代わるものであり、人口集中も特に上海において著しかったことは理解できるが(至正中・1341~67年、上海県は72,502戸に達した。)市舶司の至元14年当時の任務は今後の課題として残しておきたい。

一方慶元であるが、ここは対日貿易の窓口となり、かつ日本侵攻の海軍基地ともなった都市である。

わが国と元朝とは、至元5年以後、元側の服属関係樹立の要求を蹴ってから、同18年(弘安4年)の弘安の役を頂点に緊張状態が続いていた。にもかかわらず、日本船は利を求めて中国へ渡って行った。

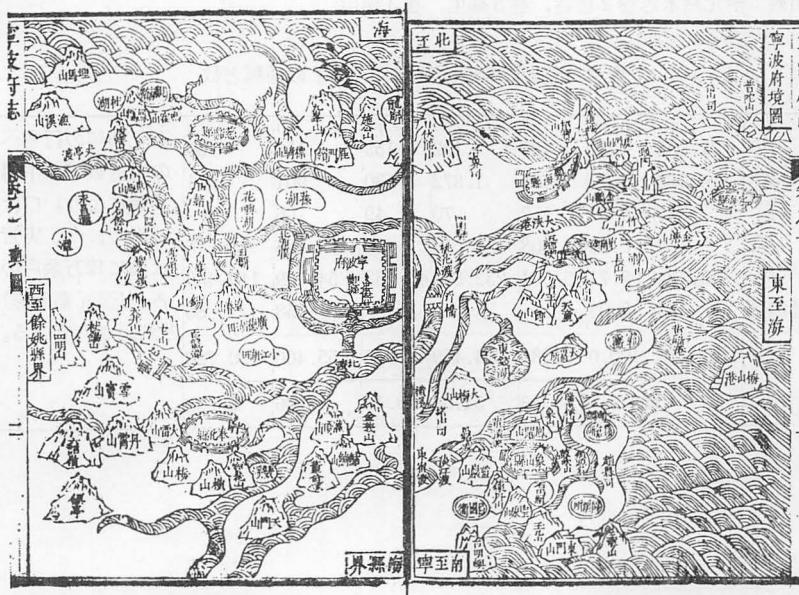
水軍の将で勇名を馳せた哈刺鰯が福建鎮撫後の至元14年、慶元路で沿海左副都元帥慶元路總管府達魯花赤となって海口を防衛していた時、日本商船4艘が篙師(水夫)2000余人を乗せて慶元に至った。哈刺^{たい}鰯(鰯)は謀って行省に他言することのないことを知り、交易しこれを遣した⁽³⁴⁾とあり、さらには日本~慶元の航路は、当時の航海技術では「3舟は風壞し、惟1舟のみ慶元に達す」⁽³⁵⁾というような有様であった。

范文虎等の將兵10万は慶元定海等より出撃⁽³⁶⁾、東支那海を渡って日本へ侵攻してきた。至元18年のことである、王積翁が世祖の詔書をもって出帆したのも慶元である⁽³⁷⁾。日本征討の軍が終息してからは、大德8年(1304年)4月には、倭商有慶等が慶元に抵り貿易し、金・鎧甲を献じてきたので、江浙行省平章阿老瓦丁等はこれを修めたとみえるので、通商は小康状態を得たかとみえたが、逆に日本側が慶元に掠奪に入ってくる事件が起きた。すなわち、至大元年

のことである⁽³⁸⁾。このため、慶元の守りを固める措置がとられることになった。

付言すれば慶元は産鉄の地であり、鉄器の生産流通地となりえた⁽³⁹⁾が、なによりも慶元は杭州の外港として、さらには、上海港が19世紀中期以後これに代わるまで、中国大陸の南北の舟運の中心、物資集散の中継地の立場を持したのであった。

慶元から積み出される物資は、青磁器、海産物、明席、草鞋、奉化絶、女兒布、酒、鉄器、銅器、竹器などであり、搬入または積み替えられるものは米（浙東西産品）、薬材、鉱石、木材、染料等（福建・廣南産品）と日本の木材、南海産の香葉等であった。(40)



近世中国の開港都市の構造（1780年頃の寧波）

表 1 至元25年時嘉興路の地方自治組織

		総 計	録事司	松江府	海塩県	崇徳県	嘉興県	備 考
都 市 区 域	坊	86	70	2	10	4	—	1)松江府は華亭、 上海兩県
	巷	23	—	23	—	—	—	
	湾	2	—	2	—	—	—	2)録事司は嘉興県 の路(県)城内の み
農 村 区 域	鄉	62	5	13	10	12	22	3)都はまた分れて 保となっている
	管里	240	9	40	43	68	80	
	保	62	—	52	—	10	—	
	村	133	—	133	—	—	—	4)郷も別に都とな っている
中 間 区 域	都	94	—	—	23	31	40	
	鎮	—	—	1	3	—	2	
市	—	—	—	3	6	3		

出典：至元嘉禾志卷2坊巷、卷3郷里、卷3鎮市

表 2 至元25年時嘉興路の「戸」の種類と数

	戸	%	戸	戸	戸	戸	戸	戸
儒 戸	1,088	0.24	483	192	153	110	150	至元13年の行省へ の報告数で、「中更 兵難により戸口は 減半し、今、実管 は僅に12万余戸の み。」(至元嘉禾志) と註記されている。
僧 戸	4,228	0.92	434	1,372	530	901	991	
尼 戸	337	0.07	52	70	49	166	—	
道 戸	152	0.03	108	12	10	6	16	
民 戸	453,434	98.71	5,504	232,823	41,463	54,159	119,486	
急遁舗戸	143	0.03	—	—	—	58	85	
総 計	459,382	100.0	6,581	234,469	42,205	55,400	120,728	
比 率		100.0	1.43	51.04	9.19	12.06	26.28	

表 3 至元25年時の嘉興路の賦税額と実徵額

		嘉興路総計	松江府	海塩県	崇徳県	嘉興県
糧	額 管	石 斗 691,552.2	石 斗 251,941.1	石 斗 91,607.8	石 斗 49,288.4	石 斗 198,714.9
	實 徵	602,185.9	306,019.0	74,206.4	—	—
	増 △ 減	△ 89,366.3	54,078.1	17,401.4	△ 49,288.4	△ 198,714.9
米	額 管	681,335.8	351,741.2	81,591.4	—	—
	實 徵	602,069.6	305,819.1	74,190.0	44,011.9	178,048.6
	増 △ 減	△ 79,266.2	△ 45,922.1	△ 7,401.4	44,011.9	178,048.6
豆	額 管	131.7	115.3	16.4	—	—
	實 徵	131.7	115.3	16.4	—	—
	増 △ 減	0	0	0	—	—
小麦	額 管	84.7	84.7	—	—	—
	實 徵	84.7	84.7	—	—	—
	増 △ 減	0	0	—	—	—

(注) 江浙省全体で元末449万石の納糧があった。嘉興路は120万石で、26.73%を占めていたと推定できる。全国比では9.9%を占めていた。

出典：至元嘉禾志

表 4 至元25年時嘉興路の徵榷額

		総 計	%	本路在城 弁	松江府在 城弁	上海務	海塩県 敢浦務	その他務
実 弁	酒 課	定兩錢 11,258.35	72.75	定兩錢 2,260.00	定兩錢 1,910.13	定兩錢 472.04	定兩錢 568.44	6,047.74
	醋 課	495.32	3.20	252.00	180.00	—	—	63.32
	稅 課	3,486.01	22.53	902.39	597.36	25.48	316.10	1,644.68
	河 泊 課	236.33	1.91	6.00	6.10	5.27	21.35	197.61
額	計	15,476.01	100.0	3,420.39	2,693.59	502.79	905.89	7,953.35
歳	弁 額	15,477.02		3,420.39	2,693.59	502.79	905.89	7,954.36
増	△ 減	△ 1.01		0	0	0	0	△ 1.01
構 成	比	100.0		22.10	17.40	3.25	5.85	52.40

出典：至元嘉禾志

- 注**
- (1) 藤田豊八「支那港湾小史」(『東西交渉史の研究・南海編』昭和18年荻原星文館) P.630
 - (2) 藤田「同上論文」(『同上書』) P.635
 - (3) 前漢書卷28下地理志
 - (4) 藤田「同上論文」(『同上書』) P.651, Henry Yule & Henri Cordier "Cathy and the Way Thither" Vol.1 1913 (鈴木俊訳「東西交渉史一支那及び支那への道」昭和19年原版, 昭和50年復刻版・原書房 P.106) では, 広東に先立ち東京(Tong King)が西方からの航路の終点であったが, 安南の独立(968年)を境に完全に中国の門戸たる地位を失ったと記している。
 - (5) 藤田豊八「同上論文」(『同上書』) P.648。ただし梁嘉彬「廣東十三行考」(山内喜代美訳 昭和19年 日光書院) P.23以下では, 両漢, 東吳を通じ, 南海市舶の要衝であったのは, 日南, 交趾であり, 広東は晋, 南北朝に及んで, 市舶の集まるところとなったとしている。
 - (6) 藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶司条例」(『同上書』) P.281以下及び P.297以下。桑原隙蔵『唐宋時代に於けるアラブ人の支那通商の概況殊に宋末の提挙市舶西域人蒲寿庚の事蹟』(昭和10年 岩波書店) P.3~5, 藤田博士は日本及び新羅等の船は福州, 明州, 松江, 山東諸港に往来していたと述べている。
 - (7) 桑原隙蔵「前掲書」P.9~10
 - (8) 藤田豊八「同上論文」(『同上書』) P.293
 - (9) 王志瑞「宋元經濟史」(荒木敏一訳 昭和16年 生活社) P.60
 - (10) 藤田豊八「同上論文」(『同上書』) P.297以下, なお宋代市舶司制度の戦後の研究には次のものがある。
草野祐子「北宋末の市舶制度—宰相蔡京をめぐって」(『史艸』2 昭和36年10月)
和田久徳「北宋朝の市舶司貿易」(『お茶の水史学』5 昭和37年10月)
石田幹之助「羅香林氏の蒲寿庚伝に関する新研究」(『東方学』22 昭和36年7月)
 - (11) 水量調節施設で, 閘は両岸から石墨を突き出して真中に厚板を垂し, これを上下開閉させる。堰は壠, 壁ともいわれ 運河の水位の高い部分と低い部分とが接するところに緩やかな傾斜面を築き, 水量の多い時をみて, 繩索で船を引き上げ, または滑り下す装置。星賦夫「大運河」(1971年 近藤出版社) P.21参照
 - (12) 大元聖政國朝典章卷59工部卷2造作2橋道「修造橋梁渡船」「修理道路隄岸」, 「体察修築堤岸」, 「修築堤岸防水」のうち1例をあげるにとどめる。
至元8年8月, 尚書省拠大司農司呈「都水監申, 会駁中書省奏奉聖旨數内一款節該『都水監所管河渠隄岸道路橋梁, 每歲修理』欽此, 除欽依外, 照得在先定例, 於九月一日平治道路, 令佐貳官監督附近居民修理, 十一月一日使畢其要道陷壞停水, 及度, 行旅者不拘時月, 量產本地分人夫修理, 仍委按察司以時檢察, 今已相近九月相合預為申覆, 乞行下各路平治事, 省府除己割付, 大司農司就便行下各路依上施行」仰行移各道提刑按察司檢驗施行。
 - (13) 藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶司条例」及び「宋元時代海港としての杭州

附・上海・膠州」（『前掲書』）P.125以下及びP.281以下。

斯波義信「宋代明州の都市化と地域開発」（『待兼山論叢』第3号1969年12月）

- (14) 元史本紀卷9 至元14年3月乙未 福建漳・泉二郡・蒲寿庚・印德伝・李玉・李公度皆以城降。同3月癸丑 以閩浙溫・廈・台・福・泉・汀・漳・劍・建寧・邵武・興化等郡降官治其郡。とあるところから、泉州市舶司は南宋制度をそのまま踏襲したと思われる。市舶司を所掌した忙古鶴（Monggedei）すなわち蒙古帶（忙古帶）は当時「都督」であり、翌15年3月乙酉の条には福建行省の行中書省事として、閩広大都督兵馬相討使で参知政事行江西省事となった蒲寿庚と福建路宣慰使行征南都元師唆都の3名が福州において、「鎮撫瀕海諸郡」の任務に就かされたとある。
- (15) Aldo Ricci; *The travels of Marco Polo*, translated into English from the Text of L. F. Benedetto. London 1932
(愛宿松男訳註『東方見聞録2』) (昭和46年平凡社) P.107
- (16) 元史志卷14地理5
- (17) 王志端「前掲書」邦訳 P.124 不正確な作表なので元史地理志に基づき改訂。
- (18) 乾隆寧波府志卷1
- (19) 大徳昌国州志卷1
- (20) 乾隆寧波府志卷2 建置
- (21) 元史志卷41上百官7
- (22) 大徳昌国州図志卷4 叙水
- (23) 同上書卷4 叙物産
(23-2) 延祐四明志卷8 城邑攷上「市舶庫在錄事司東南隅靈橋門裏，宋旧市舶務，遇有船商到港，官為抽分，其物皆貯於此。不常設官」
- (24) 至元嘉禾志卷6 戸口
- (25) 同上書卷7 麟舍，卷8 邮置
- (26) 同上書卷5 浦鄉
- (27) 同上書卷3 鎮市
(27-2) 延祐四明志卷7 職官攷下 至元15年，立提挾慶元市舶使司，大徳元年例革至大元年再立慶元市舶提挾司。至大4年例革，延祐元年復立，延祐7年例革。
- (28) 元史志卷41上百官7 及び本紀大徳6年10月甲子の条に「改済東宣慰司為宣慰司都元師府，行治慶元，鎮遏海道。」とある。
- (29) 元史志卷36百官2
- (30) 松本善海「中国村落制度の史的研究」(昭52年岩波書店) P.449以下
- (31) 元史志卷41上百官7
- (32) Herbert Franz Schurmann; *Economic Structure of The Yüan Dynasty Translation of Chapters 93 and 94 of the Yuan shih* (Harvard University Press)

1956) P.170~172

(33) 抽稿「元朝港湾政策史研究序説」(日本港湾経済学会報 昭和50年成山堂)

(34) 元史列伝卷19哈刺禡伝、この時には金と銅錢とを換えている。元史外夷伝卷95
日本伝

(35) 元史世祖本紀至元29年6月己巳の条

(36) 元史列伝卷41俊奇伝

(37) 元史世祖本紀至元21年正月甲戌の条

(38) 元史志卷47兵2鎮戊

(39) 元史志卷45食貨2歲賜

(40) 斯波義信「前掲論文」P.144~5